

農 林 - 2 6 9 7

令和 7 年 2 月 2 6 日

各市町村農業委員会会長 様

秋田県農林水産部長

(公印省略)

宅地造成及び特定盛土等規制法における「通常の営農行為」について（通知）

令和 3 年に静岡県熱海市で発生した大規模な盛土崩落等を受け、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）が令和 5 年 5 月 2 6 日に施行されました。

同法の施行により、県知事等による規制区域の指定や、規制区域内での一定規模以上の盛土等に対する許可制度などの取組が実施されることとなり、本県においても、令和 7 年 5 月 2 6 日から同法の運用開始を予定しています。

同法において「通常の営農行為」と判断されるものについては、規制の対象外とされているところです。これに伴い、県内における「通常の営農行為」の判断について別紙のとおりまとめたので通知します。

については、適正かつ円滑な運用をしていただきますようお願いいたします。

担当：農林水産部 農林政策課

農地・管理チーム 福原・渡部

TEL 018-860-1728

(別紙)

宅地造成及び特定盛土等規制法における「通常の営農行為」の判断について

秋田県では、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）において規制の対象外（＊）とされている「通常の営農行為」について次のとおり判断する。

「宅地造成及び特定盛土等規制法における農地に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 2 8 日付け 5 農振第 3 2 6 1 号農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知）2 の（1）により、当該農地と他の土地で土砂の搬出入がなく、地盤面の標高に変化のない行為については、通常の営農行為と判断する。

（例）耕起、代かき、整地、畝立て等

地盤面の標高の変化が想定される表土の補充や田畑転換などの農地改良行為については、「農地等の形質変更に係る取扱いについて」（平成 1 1 年 2 月 4 日付け 農政 4 2 2 1 秋田県農政部長通知、（一部改正）令和 7 年 2 月 2 6 日付け 農林－2 6 9 6 秋田県農林水産部長通知）において、適切な農地改良等と判断される行為を、通常の営農行為と判断する。

＊「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」（令和 5 年 5 月 2 6 日付け 国官参宅第 1 2 号・5 農振第 6 5 0 号・5 林整治第 2 4 4 号国土交通省都市局長・農林水産省農村振興局長・林野庁長官通知）別紙第 2 の 5 にて、土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから、盛土規制法の規制の対象とならない旨が記載されており、当該行為として通常の営農の範疇にある行為が挙げられている。